

公共施設見直し計画

平成25年5月

京丹後市

はじめに

本市では、合併前に整備された福祉施設、スポーツ・文化施設や産業施設等、多くの施設を引き継ぎ、今日まで行政サービスに活用してきました。これらの公共施設は、住民の福祉の増進を目的に、当時の社会情勢や市民ニーズに対応するため設置してきたものですが、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方も変わりつつあります。このため、当初の設置目的と現状が整合していないもの、民間施設と競合するもの、機能が重複した類似施設が複数存在するなど、今後、解決すべき課題が多くあります。

また、本市の財政状況は、合併による特例措置の終了・廃止により、平成27年度から歳入が大幅に減少する一方で、様々な行政課題に対応するための事業を実施していかなければならないことから、今後も厳しい状況が続くものと見込んでいます。

今後、限られた財源の中で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、効率的・効果的な施設運営を行うには、既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた、公共施設の抜本的な見直しを行わなければなりません。

このため、見直しに当たっての基本的な方針として、平成24年9月に「公共施設の見直し方針」を策定しました。

この「公共施設見直し計画」は、「公共施設の見直し方針」に基づき、市が保有する個々の公共施設について、今後の見直しの方向性等を示すものです。

計画期間

本計画の取組期間は、平成25年度から平成31年度までとします。

計画の見直し

本計画は、第2次行財政改革大綱の推進期間の終了に合わせて見直しを行います。

ただし、第2次行財政改革大綱の推進期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

■見直しの考え方と視点

1 基本的な考え方

現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、「市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか」、「効率的・効果的な管理運営方法となっているのか」といった観点から、公共施設の見直しを行います。

既に公共施設としての設置目的や意義が、社会情勢の変化とともに薄れてきているものや、失われているものは、「廃止」又は「用途変更」を、施設の機能が重複しているものは「統合」を、地域や民間等で運営することが適当な施設については「移譲」の検討を進めていきます。また、施設の中の機能を移転することにより、施設の有効活用が図られるものについては「機能移転」を検討します。

さらに、効率的・効果的な施設運営に向け、管理の外部委託を含めた「管理形態の見直し」や、受益者負担の適正化を図るため「使用料の見直し」、「減免規定等の見直し」を検討します。

なお、検討に当たっては、施策を推進するための個別の推進計画（観光振興計画、スポーツ振興計画等）との整合に留意することとします。

2 見直しの視点

上記の基本的な考え方に併せ、客観的に見直しの妥当性が判断できるよう、施設の設置意義、施設の機能、施設の利用状況、施設の劣化、管理形態、受益者負担の適正化といった6つの視点から、分析・検証し、総合的に判断します。

■見直しの実施

施設の廃止、統合、移譲等を実施する際には、影響を受ける市民・団体への説明を十分に行い、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聞きながら実施します。

[廃止・統合する施設] 見直しを進める際に、廃止後の施設の利活用の方策、利用者への代替措置、施設運営を受託していた団体の従業員の雇用について、可能な限り留意しながら進めます。

[移譲する施設] 移譲の手続きについて、別途ガイドラインに定めて進めます。

また、市の施設として存続する施設の使用料や減免規定など、受益者負担の適正化については、不断に見直しを継続します。

なお、本計画で示している見直しの実施が困難となった場合や、更なる見直しが必要となった場合には、上記の見直しの考え方及び視点を踏まえて、次善の見直しを検討することとします。

「公共施設の見直し方針」に記載している施設分類、施設区分及び施設分類別の見直し方針を記載しています。
見直しの対象とする施設を、施設分類、施設区分ごとに分類して掲載しています。

公共施設見直し計画

見直し計画の見方

施設分類	1 レクリエーション・スポーツ施設	施設分類別の見直し方針	施設の老朽化により、安全性や快適性、機能性が失われている施設については、利用状況等から施設の必要性を検証し、「廃止」を検討します。
施設区分	(1)社会体育施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支差額	備考
1	〇〇運動場	〇〇町	●●部(局)△△課	指定管理	9	125	-116	
2	◎◎グラウンド	△△町	●●部(局)△△課	直接管理	40	61	-21	
3	△△△道場	●●町	●●部(局)△△課	直接管理	0	104	-104	
4	●●テニスコート	□□町	●●部(局)△△課	直接管理(運営委託)	0	5	-5	支出額の一部は□□□社会体育館に含む。
5	□□□社会体育館	□□町	●●部(局)△△課	直接管理(運営委託)	20	203	-183	

見直しの方向性	実施年度	説明
現状維持	-	▲▲▲のため、現状維持とする。
移譲	H28	●●による利用が主であるため。
用途変更	H25	老朽化により社会体育施設としては使用できないが、倉庫として活用する。
廃止	H28	利用実態がないため。
管理形態の見直し	H28	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。

H24現在の管理形態を記載しています。
【指定管理】
指定管理者制度を導入している施設
【直接管理(運営委託)】
市が直接管理している施設のうち、施設の運営を委託している施設
【直接管理】
市が直接管理している施設で、施設の運営も市が直接行っている施設

H23収入及び支出の決算額並びにその収支差額を記載しています。事業が伴う施設については、事業費も含めて記載しています。また、H23収入額、支出額について補足説明が必要なものは備考欄に記載しています。
収入額については、主に施設使用料、公有財産使用料等を計上しています。支出額については、工事請負費を除いた額を計上しています。(収入額、支出額のいずれも、きめ細やかな交付金事業、住民生活に光そそぐ交付金事業によるものは除いています。)
※複数施設を一括管理している施設で、個々の施設の経費を計上することが困難な場合には、代表する施設にまとめて計上しているものもあります。

「公共施設の見直し方針」に基づき、見直しの方向性を記載しています。また、見直しを実施する年度と、見直しの方向性の説明について記載しています。
＜見直しの方向性の用語説明＞
「廃止」当該施設での行政サービスの提供を廃止するもの
「統合」公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を統合するもの
「移譲」当該施設を民間、地域等へ譲渡(有償又は無償)するもの
「用途変更」当該施設の設置目的を他の目的に変更するもの
「機能移転」当該施設の機能を他の施設に移すもの
「管理形態の見直し」運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入など、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの
「現状維持」現状の管理形態で引き続き行政サービスを提供するもの

公共施設見直し計画

施設分類	1 レクリエーション・スポーツ施設	施設分類別の見直し方針	施設の老朽化により、安全性や快適性、機能性が失われている施設については、利用状況等から施設の必要性を検証し、「廃止」を検討します。
施設区分	(1)社会体育施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	吉原公園(権現山)	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	都市公園法に基づく告示がなされた施設であるため廃止等はできない。また、施設自体が小規模であり、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
2	京丹後市紅葉ヶ丘運動場	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	9	125	-116		現状維持	-	都市公園法に基づく告示がなされた施設であるため廃止等はできない。また、施設自体が小規模であり、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
3	京丹後市峰山練成道場	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	104	-104		用途変更	H25	耐震補強が不可能なため、社会体育施設としては廃止とするが、建物自体は文化財として保存する方向で検討する。
4	京丹後市吉原グラウンド	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	40	61	-21		廃止	H31	近くに学校体育施設(吉原小学校グラウンド)があり、現在の利用者の活動場所も確保できるため廃止とする。
5	京丹後市いさなごコート(ゲートボール場)	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	363	103	260		管理形態の見直し	H26	指定管理者制度による効率的・効果的な運営を図る。(峰山林業総合センター・いさなご工房と同一敷地内にあるため、3施設一体として指定管理者制度導入)
6	京丹後市大宮社会体育館	大宮町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	290	2,839	-2,549		管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
7	京丹後市大宮テニスコート	大宮町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0		用途変更	H26	中学校の部活動で使用しており、また、施設自体が学校の敷地に隣接していることから、学校体育施設として整理し、用途変更する。(用途変更後も、市民に開放する。)
8	京丹後市大宮自然運動公園	大宮町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	441	5,219	-4,778		管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
9	京丹後市網野体育センター	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	553	4,573	-4,020		管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
10	京丹後市網野グラウンド	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	128	408	-280		管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
11	三津グラウンド	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	500	-500	H24年度から社会体育施設となったため、H24年度の見込額を計上	管理形態の見直し	H28	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
12	三津体育館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	32	1,001	-969	H24年度から社会体育施設となったため、H24年度の見込額を計上	管理形態の見直し	H28	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。

公共施設見直し計画

施設分類	1 レクリエーション・スポーツ施設	施設分類別の見直し方針	施設の老朽化により、安全性や快適性、機能性が失われている施設については、利用状況等から施設の必要性を検証し、「廃止」を検討します。
施設区分	(1)社会体育施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
13	京丹後市豊栄山村広場	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	126	743	-617	
14	京丹後市丹後社会体育館	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	204	1,234	-1,030	
15	竹野グラウンド	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	2	543	-541	
16	竹野体育館	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	30	713	-683	
17	京丹後市弥栄柔剣道場	弥栄町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	39	-39	
18	京丹後市弥栄総合運動公園	弥栄町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	530	5,258	-4,728	
19	カヌー艇庫	久美浜町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	264	-264	
20	京丹後市久美浜中央運動公園	久美浜町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	522	3,894	-3,372	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
管理形態の見直し	H28	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
管理形態の見直し	H28	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
用途変更	H26	中学校の授業で使用しており、また、施設自体が学校の敷地内にあることから、学校体育施設として整理し、用途変更する。(用途変更後も、市民に開放する。)
管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
現状維持	-	市の事業で使用するカヌーを保管している艇庫であるため、廃止等はできない。また、艇庫のみであることから、管理に係る事務もほとんどないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。

公共施設見直し計画

施設分類	1 レクリエーション・スポーツ施設	施設分類別の見直し方針	指定管理者制度による管理運営を行っている施設はこれを継続し、その他の施設については「管理形態の見直し」により、それぞれ効率的・効果的な運営を目指します。
施設区分	(2)都市公園・公園		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
1	京丹後市峰山途中ヶ丘公園	峰山町	建設部都市計画・建築住宅課	指定管理	0	30,339	-30,339	
2	京丹後市峰山総合公園	峰山町	建設部都市計画・建築住宅課	指定管理	0	43	-43	主な経費は、峰山途中ヶ丘公園に含む。(峰山途中ヶ丘公園と併せて指定管理)
3	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	網野町	建設部都市計画・建築住宅課	指定管理	36	15,171	-15,135	
4	京丹後市アメニティー久美浜公園	久美浜町	建設部管理課	直接管理	1,598	2,056	-458	
5	浜公園	久美浜町	市民部久美浜市民局	直接管理	0	315	-315	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
現状維持	-	都市計画区域に必要な都市公園であり、廃止等ではない。引き続き、指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
現状維持	-	都市計画区域に必要な都市公園であり、廃止等ではない。引き続き、指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
現状維持	-	都市計画区域に必要な都市公園であり、廃止等ではない。引き続き、指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
現状維持	-	公衆の憩いの場であり、廃止等ではない。また、府管理部分と市管理部分があり、指定管理者制度を導入すると管理形態が分断されることとなり効率的でない。
現状維持	-	公衆の憩いの場であり、廃止等ではない。また、運営管理に係る事務は軽微なものであるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。
施設区分	(1)農林水産施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市立峰山林業総合センター	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	389	3,550	-3,161		管理形態の見直し	H26	指定管理者制度による効率的・効果的な運営を図る。(いさなごコート・いさなご工房と同一敷地内にあるため、3施設一体として指定管理者制度導入)
2	長岡農村公園	峰山町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	0	0		移譲	H26	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
3	京丹後市総合営農指導拠点施設アグリセンター大宮	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	1,540	5,833	-4,293		現状維持	-	農業関係の米の検査や会議、教育関係、生涯学習の場所・役割と、地域の公民館的な役割を有しており、広範囲な目的で活用されているため、廃止等はできず、かつ管理形態の見直しも難しい。
4	上常吉集荷所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	5	-5		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
5	森本地区農業共同作業場	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	起債償還の最終年度がH32であるため、見直し期間内(H31まで)では現状維持とする。しかし、地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため、将来的には移譲する。
6	京丹後市大宮農産物加工直売施設	大宮町	農林水産環境部農政課	指定管理	0	25	-25		移譲	H28	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地域や事業主体者が所有管理するほうが、それぞれの創意工夫が即座に生かされ、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
7	延利共同作業場	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	6	-6		移譲	H29	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。(起債償還の最終年度がH28であるため、実施年度はH29とする。)
8	久住共同集荷所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	5	-5		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。
施設区分	(1)農林水産施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
9	入谷共同集荷所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	3	-3		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
10	入谷農機具保管庫	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
11	入谷共同作業所モミガラ庫	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
12	明田地区集出荷所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	5	-5		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
13	谷ヶ奥共同作業所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	2	-2		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
14	谷ヶ奥共同作業所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
15	谷ヶ奥共同作業所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	0	0		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
16	長谷共同育苗施設	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。
施設区分	(1)農林水産施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
17	長谷共同集荷所	大宮町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	3	-3		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
18	成願寺農機具保管庫	丹後町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	0	0		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
19	堤地区農機具保管庫	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	2	-2		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
20	溝谷地区農機具保管庫	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	2	-2		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
21	京丹後市弥栄果樹園管理棟併用休憩施設	弥栄町	農林水産環境部農政課	指定管理	67	11	56		移譲	H28	民間の体験農園施設と類似した施設であるため。
22	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第1号	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	384	81	303		現状維持	-	他市町村からの新規入植者に対し、生活基盤が確立できるよう支援を行い、農業振興を図るための施設であるため、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
23	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第2号	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	396	22	374		現状維持	-	他市町村からの新規入植者に対し、生活基盤が確立できるよう支援を行い、農業振興を図るための施設であるため、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
24	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第3号	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	312	22	290		現状維持	-	他市町村からの新規入植者に対し、生活基盤が確立できるよう支援を行い、農業振興を図るための施設であるため、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。
施設区分	(1)農林水産施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
25	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第4号	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	12	-12		現状維持	-	他市町村からの新規入植者に対し、生活基盤が確立できるよう支援を行い、農業振興を図るための施設であるため、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
26	京丹後市弥栄都市農村交流実践施設	弥栄町	農林水産環境部農政課	直接管理	1	171	-170		廃止	H30	老朽化による。 (補助金適正化法により、H29までは処分に制限があるため、H30に廃止する。)
27	須田共同作業所	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
28	須田農機具保管庫	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
29	西橋爪共同作業所	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	3	-3		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
30	橋爪共同作業所	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
31	佐野共同畜舎(乙乳牛舎)	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	8	-8		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
32	佐野共同畜舎(糞尿処理場)	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	0	0		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域や団体等の利用を目的に設置したものについては、「移譲」を検討します。また、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。
施設区分	(1)農林水産施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
33	佐野共同畜舎(農機具置き場)	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
34	佐野共同作業所	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
35	佐野共同作業所	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
36	農産物販売施設	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理	0	1	-1		移譲	H26	地元の農業振興のために設置した施設であり、主な利用者である地区や農業団体等が所有管理するほうが、それぞれの団体の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
37	京たんご ぼたん・もみじ比治の里	久美浜町	農林水産環境部農林整備課	直接管理 (運営委託)	2,970	10,220	-7,250		現状維持	-	有害獣駆除の負担軽減を図るため、猪・鹿肉処理施設として整備したものであり、廃止等はできない。
38	京丹後市久美浜総合交流販売施設	久美浜町	農林水産環境部農政課	指定管理	0	918	-918		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
39	久美浜栽培漁業センター	久美浜町	農林水産環境部海業水産課	直接管理	0	555	-555		移譲	H31	特定の団体(京都府漁業協同組合)による利用が主であるため。
40	水産振興施設	久美浜町	農林水産環境部海業水産課	直接管理	0	4	-4		移譲	H26	特定の団体(京都府漁業協同組合)による利用が主であるため。(倉庫として利用)
41	滞在型市民農園(10区画)	久美浜町	農林水産環境部農政課	直接管理 (運営委託)	4,652	2,403	2,249		管理形態の見直し	H27	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	社会情勢の変化により、施設の設置目的が薄れてきていないか、利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「用途変更」を検討します。また、一部の地域や団体等による利用が主となっているものについては「移譲」を検討します。
施設区分	(2)商工施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	旧小谷医院跡地	峰山町	商工観光部商工振興課	直接管理	0	4	-4		現状維持	-	商店街付近の道路駐車を防ぐため、駐車場として活用していることから、廃止等はできない。また、管理に係る事務もほとんどないことから、管理形態の見直しによる効果は見込めない。しかし、利用状況としては、商店街関係者の車両が駐車されており、来訪者駐車場として機能していない状況にあるため、状況の改善が図られないときは、廃止を検討する。
2	京丹後市商工活性センター	峰山町	商工観光部商工振興課	指定管理	0	3	-3		移譲	H26	特定の団体(京丹後市商工会)による利用が主であるため。
3	京丹後市峰山織物センター	峰山町	商工観光部商工振興課	直接管理	311	3,617	-3,306		管理形態の見直し	H26	指定管理者制度により効率的・効果的な運営を図る。
4	京丹後市大宮織物ホール	大宮町	商工観光部商工振興課	指定管理	2,935	4,606	-1,671		現状維持	-	レクリエーションや文化活動の場として、多くの市民に多目的に利用されている施設であり、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
5	京丹後市京都工芸繊維大学地域連携センター	網野町	商工観光部商工振興課	直接管理	0	20	-20		現状維持	-	京都工芸繊維大学との「連携・協力に関する包括協定」を機に整備した地域連携拠点施設であり、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
6	京丹後市丹後商業活性化センター	丹後町	商工観光部商工振興課	指定管理	0	442	-442		移譲	H28	特定の団体(京丹後市商工会)による利用が主であるため。
7	あしぎぬ苑	弥栄町	商工観光部商工振興課	直接管理	0	64	-64		現状維持	-	あしぎぬを献上した先人の遺徳を顕彰する公園であり、毎年顕彰祭も行われていることから、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
8	京丹後市弥栄機業センター	弥栄町	商工観光部商工振興課	指定管理	0	636	-636		現状維持	-	商工業者をはじめ、多くの市民に多目的に利用されている施設であり、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	薬師ヶ丘さくらの森公園	峰山町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	501	-501		現状維持	-	北丹後大震災の教訓を後世に残すために建てられた震災記念館と記念塔周辺を整備した公園であり、地域のイベントでも利用されているため、廃止等はいできない。また、管理に係る事務は軽微であり、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
2	泉の爽香苑	峰山町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	280	-280		移譲	H30	主な利用者が特定の民間施設への来訪者であるため。
3	京丹後市天女の里交流施設	峰山町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	9,243	-9,243		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
4	羽衣茶屋	峰山町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	486	-486		現状維持	-	磯砂山登山客が利用する公衆トイレ等であり、周辺環境の公衆衛生等の保全を図るため、廃止等はいできない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
5	大成駐車場	峰山町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	主に磯砂山登山客が利用する駐車場であり、道路駐車を防ぐため、廃止等はいできない。また、管理に係る事務は軽微であり、経費もかかっていないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
6	温泉スタンド	大宮町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	1	-1		現状維持	-	温泉源であり、市民が利用している温泉水のスタンドであるため、市が管理する。また、管理に要する事務はほとんどないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
7	大谷古墳公園	大宮町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	大谷古墳を復元整備した公園であるため、廃止等はいできない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
8	京丹後市小町公園	大宮町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	600	3,481	-2,881		現状維持	-	小野小町を伝承する資料等を展示・公開している施設であり、また市民の自然との触れあいの場でもあることから、廃止等はいできない。引き続き指定管理制度による管理を継続する。
9	ブナハウス内山	大宮町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	362	-362		現状維持	-	主に内山山系来訪者が利用する自然観察施設であるが、休憩所としてトイレも備えており、周辺環境の公衆衛生等の保全のため廃止等はいできない。管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
10	京丹後市浅茂川温泉静の里	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	19,234	-19,234		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
11	京丹後市網野温泉プール	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	16	-16	主な経費は、浅茂川温泉静の里に含む。(浅茂川温泉静の里と併せて指定管理)	移譲	H28	(浅茂川温泉静の里と一体的な施設であるため、浅茂川温泉と併せて移譲)
12	京丹後市離湖公園	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	1,631	-1,631		現状維持	-	市民の自然との触れあいと健康レクリエーションの場として、また地域のイベントでも利用されているため、廃止等はできない。管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
13	小浜海水浴場施設	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	816	-816		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
14	掛津海水浴場施設	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	1,441	-1,441		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
15	遊海水浴場施設	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	238	-238		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
16	京丹後市網野山村体験交流センター	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	2,562	-2,562		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
17	霧降の滝周辺施設	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	35	-35		現状維持	-	公衆衛生等の確保のため、廃止等はできない。また、小規模な施設であるため、管理に係る事務は軽微であり、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
18	浜詰海水浴場施設	網野町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	974	-974		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
19	京丹後市海浜植物観察園駐車場	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
20	京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	645	-645		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
21	京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	19	-19	(農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)と併せて指定管理)	移譲	H28	(はしうど荘と一体的な施設であるため、併せて移譲)
22	京丹後市コミュニティプラザ	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	(道の駅(てんきてんき丹後)と併せて指定管理)	現状維持	-	市民の健康レクリエーションの場として利用されているため、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支差額	備考
23	後ヶ浜海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0	
24	砂方海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	55	-55	
25	城島公園	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	215	-215	
26	京丹後市体験農業園地等管理施設(管理棟)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	12	-12	(道の駅(てんきてんき丹後)と併せて指定管理)
27	京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	95	-95	
28	京丹後市オートキャンプ場	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	294	-294	(道の駅(てんきてんき丹後)と併せて指定管理)
29	竹野海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	68	-68	
30	斎宮神社便所	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0	
31	京丹後市碓高原ステーキハウス	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	490	-490	
32	京丹後市碓高原管理棟(レストハウス)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	2	-2	主な経費は、碓高原ステーキハウスに含む。(碓高原ステーキハウスと併せて指定管理)
33	京丹後市碓高原自由広場	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	(碓高原ステーキハウスと併せて指定管理)

見直しの方向性	実施年度	説明
廃止	H25	老朽化のため廃止する。(付近に同様の施設あり。)
現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	城島一帯を公園として整備したものであり、廃止等はできない。管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	オートキャンプ場の受付管理事務所であるため、オートキャンプ場と一体的に管理
移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
現状維持	-	一部の敷地が借地であるため移譲することは困難。また、キャンプ場利用者が多いことから、廃止はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
移譲	H30	主な利用者が特定の民間施設への来訪者であるため。
現状維持	-	土地が府有地であるため移譲することは困難。また、多くの利用客が訪れているため、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
廃止	H26	利用実態がないため。
廃止	H26	利用実態がないため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
34	京丹後市碓高原テニスコート	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		廃止	H26	利用実態がないため。
35	碓高原便所	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		廃止	H28	老朽化のため。(付近に碓高原ステーキハウスあり。)
36	犬ヶ岬園地便所	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	168	-168		現状維持	-	公衆衛生等の確保のため、廃止等はできない。また、管理に要する経費や事務はほとんどないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
37	平海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
38	京丹後市丹後農村景観活用交流施設(鞍内キャンプ場)	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	625	-625		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
39	京丹後市経ヶ岬コミュニティセンター	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	8	-8	(宇川温泉よし野の里と併せて指定管理)	廃止	H28	利用実態がないため。
40	経ヶ岬展望台	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	経ヶ岬灯台までの散策路にある展望台であり、灯台来訪者が利用するため廃止等はできない。また、管理に係る事務はほとんどないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
41	経ヶ岬公園案内所	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		廃止	H28	利用実態がないため。隣接する経ヶ岬コミュニティセンターの指定期間満了に合わせて廃止。
42	穴文殊便所	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
43	中浜海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	257	-257		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
44	久僧海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	133	-133		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
45	京丹後市宇川温泉よし野の里	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	1,374	-1,374		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支差額	備考
46	上野海水浴場施設	丹後町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0	
47	丹後あじわいの郷(王国タワー、昆虫館)	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理(運営委託)	0	1,672	-1,672	
48	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	7,262	-7,262	
49	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉いこいの家	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	主な経費は、弥栄あしぎぬ温泉に含む。(弥栄あしぎぬ温泉と併せて指定管理)
50	京丹後市丹後半島森林公園	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	37,922	-37,922	
51	京丹後市スイス村高原休養センター	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	主な経費は、丹後半島森林公園に含む。(丹後半島森林公園と併せて指定管理)
52	京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	主な経費は、丹後半島森林公園に含む。(丹後半島森林公園と併せて指定管理)
53	京丹後市スイス村スキー場	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	主な経費は、丹後半島森林公園に含む。(丹後半島森林公園と併せて指定管理)
54	吉野土産物製造基地	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	0	0	
55	味土野公衆便所	弥栄町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	10	-10	
56	京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	6,536	-6,536	

見直しの方向性	実施年度	説明
現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	丹後あじわいの郷の一部であり、廃止等はできない。また、運営は丹後あじわいの郷で行っているため、更なる管理形態の見直しによる効果は見込めない。
移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
廃止	H28	老朽化のため。
移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
移譲	H27	一部地域(土産物製造者)による利用が主であり、地区等が所有管理するほうが、地区等の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	市の施設とすることが寄附条件であるため、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3)観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
57	東山公園	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	87	-87		現状維持	-	市民の健康レクリエーションの場として利用されているため、廃止等にはできない。管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
58	ドラゴンカヌー艇庫	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	18	-18		現状維持	-	市の備品であるドラゴンカヌーを保管している艇庫であり、廃止等にはできない。また、艇庫のみであることから、管理に係る事務はほとんどないため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
59	城山公園	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	50	-50		現状維持	-	市民の健康レクリエーションの場として利用されているため、廃止等にはできない。管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
60	京丹後市かぶと山虹の家	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	0	0	主な経費は、かぶと山公園キャンプ場を含む。(かぶと山公園キャンプ場と併せて指定管理)	現状維持	-	かぶと山公園キャンプ場と一体的な施設であるため、併せて管理
61	京丹後市かぶと山公園キャンプ場	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	2,008	-2,008		現状維持	-	府有地が含まれており、またキャンプ場利用者も多いことから、廃止等にはできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
62	あじさいの里公園	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	43	-43		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
63	京丹後市奥山自然たいけん公園	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	86	1,397	-1,311		移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
64	葛野海水浴場施設	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	296	-296		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
65	小天橋海水浴場施設	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	338	-338		現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
66	山内公衆便所	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	170	-170		移譲	H28	(山内陶芸作業棟と一体的な施設であるため、併せて移譲)

公共施設見直し計画

施設分類	2 産業振興施設	施設分類別の見直し方針	民間施設と類似した機能を有するものや、一部の地域による利用が主となっているもの等は「移譲」を検討します。また、施設の利用実態から、利用率の状況や利用者のニーズを検証し、「廃止」又は「用途変更」も検討します。
施設区分	(3) 観光施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
67	山内陶芸作業棟	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	1	-1	
68	蒲井海水浴場施設	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	直接管理	0	153	-153	
69	ツリーハウス	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理 (運営委託)	0	330	-330	
70	京丹後市風蘭の館	久美浜町	商工観光部スポーツ観光・交流課	指定管理	0	1,393	-1,393	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。
現状維持	-	公衆衛生等の保全のため、既存施設については市が管理する。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
移譲	H28	風蘭の館と一体的に管理することで、効率的・効果的な運営を図る。
移譲	H28	民間施設と類似した機能を有しているため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市高齢者いきいき創造センター	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	30	-30		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
2	京丹後市老人いこいの家	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	14	-14		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
3	京丹後市小西区集会所	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	11	-11		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
4	京丹後市新治構造改善センター	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	16	-16		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
5	京丹後市五箇地区基幹集落センター	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	2	-2		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
6	京丹後市長岡集落センター	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	16	-16		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
7	京丹後市橋木区集会施設	峰山町	市民部市民協働課	指定管理	0	15	-15		移譲	H25	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
8	京丹後市口大野地区多目的集会施設	大宮町	市民部市民協働課	指定管理	0	14	-14		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
9	口大野地区コミュニティセンター	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	37	-37		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
10	地区コミュニティー(口大野)(地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
11	地区コミュニティー(奥大野)(地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
12	地区コミュニティー(奥大野)(地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
13	上常吉公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	3	-3		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
14	地区コミュニティー(上常吉) (地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
15	下常吉公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
16	地区コミュニティー(下常吉) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
17	三重生活改善センター	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	11	-11		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
18	地区コミュニティー(三重) (地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
19	森本公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	17	-17		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
20	谷内地区コミュニティ集会施設	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	25	-25		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
21	京丹後市三坂地区多目的集会施設	大宮町	市民部市民協働課	指定管理	0	12	-12		廃止	H27	H27中に新築を予定しているため、指定期間満了日を待たずに廃止する。
22	五十河公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
23	地区コミュニティー(五十河) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
24	京丹後市五十河地区基幹集落センター	大宮町	市民部市民協働課	指定管理	0	530	-530		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
25	地区コミュニティー(延利) (地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		管理形態の見直し	H28	五十河基幹集落センターと一体的な施設であるため、併せて管理
26	延利公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
27	久住公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
28	明田公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
29	地区コミュニティー(明田) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
30	入谷集会所	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	9	-9		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
31	新宮公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	2	-2		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
32	地区コミュニティー(新宮) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
33	周枳公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	4	-4		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
34	地区コミュニティー(周枳) (地区コミュニティ駐車場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
35	地区コミュニティー(周枳) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
36	谷ヶ奥集会所	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	9	-9		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
37	周枳集会所(周枳北町公民館)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	3	-3		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
38	河辺公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	6	-6		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。ただし、老朽化が著しい場合は、廃止も検討。
39	地区コミュニティー(河辺) (地区コミュニティグラウンド)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
40	地区コミュニティー(河辺) (地区コミュニティ広場)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
41	善王寺公民館	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	33	-33		廃止	H25	H24に地区所有の集会施設が新築されたため。
42	長谷集会所(善王寺北公民館)	大宮町	市民部市民協働課	直接管理	0	3	-3		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
43	京丹後市小浜勤労者と子どものセンター	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	103	-103		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
44	京丹後市島津勤労者と子どものセンター	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	81	-81		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
45	京丹後市仲禅寺集会所	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	11	-11		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
46	京丹後市生野内集会所	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	14	-14		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
47	京丹後市俵野地区多目的集会施設	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
48	京丹後市浜詰農業団地センター	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	78	-78		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
49	京丹後市塩江コミュニティ広場	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
50	京丹後市磯集会所	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	18	-18		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
51	京丹後市磯コミュニティ広場	網野町	市民部市民協働課	指定管理	0	0	0	(磯集会所と併せて指定管理)	移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
52	京丹後市岡成多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	15	-15		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
53	京丹後市小泊・向地多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	16	-16		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
54	京丹後市古間区民センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
55	京丹後市砂方集落センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
56	成願寺共同集会所	丹後町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
57	京丹後市成願寺女性・若者等活動促進施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	18	-18		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
58	京丹後市三宅生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	9	-9		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
59	京丹後市大山生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	11	-11		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
60	京丹後市岩木多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
61	京丹後市是安農林漁家・婦人活動促進施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	12	-12		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
62	京丹後市吉永生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
63	京丹後市矢畑農事集会所	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	5	-5		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
64	京丹後市竹野多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	12	-12		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
65	京丹後市乗原生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	8	-8		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
66	京丹後市平高齢者多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
67	平地区共同集会所	丹後町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
68	京丹後市井上多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	6	-6		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
69	京丹後市中野生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	8	-8		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
70	京丹後市遠下生活改善センター	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	9	-9		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
71	京丹後市高齢者等活性化センター(鞍内ふれあいセンター)	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	11	-11		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
72	京丹後市尾和会館	丹後町	市民部市民協働課	直接管理	0	13	-13		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
73	中浜多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	19	-19		移譲	H30	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。(過疎債の償還期間がH29までであるため、償還後移譲する。)
74	宇川農業会館	丹後町	市民部市民協働課	直接管理	0	4	-4		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
75	京丹後市上野多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	23	-23		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
76	谷内多目的集会施設	丹後町	市民部市民協働課	指定管理	0	11	-11		移譲	H30	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。(過疎債の償還期間がH29までであるため、償還後移譲する。)
77	京丹後市溝谷集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	30	-30		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
78	京丹後市外村集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	19	-19		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
79	京丹後市堤集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	31	-31		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
80	京丹後市等楽寺集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	14	-14		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
81	京丹後市小田集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	10	-10		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
82	京丹後市和田野集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	32	-32		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
83	京丹後市中山集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	4	-4		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
84	京丹後市中津・田中集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	85	-85		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
85	京丹後市野中集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	93	-93		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
86	京丹後市野間基幹集落センター	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	143	-143		現状維持	-	複数地区の集会が可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
87	京丹後市吉野集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	9	-9		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
88	京丹後市須川集会施設	弥栄町	市民部市民協働課	指定管理	0	73	-73		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
89	京丹後市久美浜公会堂	久美浜町	市民部久美浜市民局	直接管理	17	292	-275		現状維持	-	地域の文化行事や市の事業等で、多くの市民が利用している施設であり、廃止等はできない。また、運営管理に係る事務は軽微なものであるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
90	京丹後市久美浜福祉センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,506	-1,506		現状維持	-	複数地区の集会が可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
91	京丹後市久美浜婦人センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,689	-1,689		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
92	京丹後市久美浜林業センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,214	-1,214		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
93	須田共同集会所	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	7	-7		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
94	須田児童施設	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
95	京丹後市久美浜農業センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,895	-1,895		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
96	油池生活改善センター(油池集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
97	新谷生活改善センター(新谷集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
98	佐野乙共同集会所	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	8	-8		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
99	佐野乙児童館	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。

公共施設見直し計画

施設分類	3 集会施設	施設分類別の見直し方針	集会施設については、地域や地区での利用が主であることから、「移譲」を検討します。
施設区分	集会施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
100	安養寺生活改善センター(安養寺集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
101	京丹後市久美浜機業センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,459	-1,459		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
102	竹藤生活改善センター(竹藤集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
103	女布生活改善センター(女布集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
104	丸山生活改善センター(丸山集会所)	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
105	京丹後市久美浜果樹センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,312	-1,312		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
106	京丹後市久美浜健康センター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,616	-1,616		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
107	京丹後市久美浜ぎょそんセンター	久美浜町	市民部市民協働課	指定管理	0	1,548	-1,548		現状維持	-	複数地区の集会在可能な場として、共同して使用している施設であり、廃止等はできない。また、複数地区で構成する組織や特定地区への移譲は、既に各地区において地区集会施設を所有していることから、事実上困難であると考えられる。このため、引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。

公共施設見直し計画

施設分類	4 文教施設	施設分類別の見直し方針	公民館としての機能が確保されていない施設や、老朽化している施設は「機能移転」を検討し、地域の利用が主である施設は「移譲」を検討します。
施設区分	(1)公民館		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市峰山地域公民館	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	1,850	10,812	-8,962		現状維持	-	社会教育事業の拠点であるため、廃止等はできない。また、社会教育指導の重点に沿って、地域に密着した事業を実施する必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
2	京丹後市網野地区公民館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理(運営委託)	299	3,257	-2,958		移譲	H28	施設の一部を連合区に貸し出し、連合区事務所、集会施設として利用しており、連合区行政や地区のコミュニティ活動の拠点となっていることから、連合区や地区が所有管理するほうが、それぞれの自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
3	京丹後市島津地区公民館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	1,587	-1,587		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
4	京丹後市新庄地区公民館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	33	1,074	-1,041		移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
5	京丹後市丹後地域公民館	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	120	8,969	-8,849		現状維持	-	社会教育事業の拠点であるため、廃止等はできない。また、社会教育指導の重点に沿って、地域に密着した事業を実施する必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
6	京丹後市弥栄地域公民館	弥栄町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	251	6,101	-5,850		現状維持	-	社会教育事業の拠点であるため、廃止等はできない。また、社会教育指導の重点に沿って、地域に密着した事業を実施する必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
7	京丹後市久美浜地域公民館	久美浜町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	21	4,008	-3,987		機能移転	H26	現在の施設では事業を行う場所がなく、公民館としての機能が確保されていないこと、現状として久美浜庁舎で事業を実施していることから、久美浜庁舎へ移転することにより、公民館事業の充実と、移転先施設の活用を図る。

公共施設見直し計画

施設分類	4 文教施設	施設分類別の見直し方針	ほとんどの施設が公民館と併設していることから、より効率的な管理運営を行うため、公民館と併せて「機能移転」を検討します。
施設区分	(2)図書館		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市立峰山図書館	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0	主な経費は、あみの図書館に含む。	現状維持	-	貸出業務のほか、学校教育との連携や地域の学習活動への対応等も行う必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
2	京丹後市立峰山図書館大宮図書室	大宮町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0	主な経費は、あみの図書館に含む。	現状維持	-	貸出業務のほか、学校教育との連携や地域の学習活動への対応等も行う必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
3	京丹後市立あみの図書館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	34	45,065	-45,031		現状維持	-	貸出業務のほか、学校教育との連携や地域の学習活動への対応等も行う必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
4	京丹後市立あみの図書館丹後図書室	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0	主な経費は、あみの図書館に含む。	現状維持	-	貸出業務のほか、学校教育との連携や地域の学習活動への対応等も行う必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
5	京丹後市立峰山図書館弥栄図書室	弥栄町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0	主な経費は、あみの図書館に含む。	現状維持	-	貸出業務のほか、学校教育との連携や地域の学習活動への対応等も行う必要があるため、引き続き、市が直接運営管理する。
6	京丹後市立あみの図書館久美浜図書室	久美浜町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	0	0	主な経費は、あみの図書館に含む。	機能移転	H26	久美浜地域公民館とあわせて久美浜庁舎へ移転することにより、市民の利用の利便性と移転先施設の有効活用を図る。

公共施設見直し計画

施設分類	4 文教施設	施設分類別の見直し方針	より効率的・効果的な運営が行うことができないか、施設の利用状況等から検証し、「機能移転」を検討します。また、民俗資料等を保管収蔵している施設については、旧町ごとにあることから、資料の集中管理を図るため「統合」を検討します。
施設区分	(3)歴史・文化施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支差額	備考
1	旧五箇小学校成路分校	峰山町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	4	27	-23	
2	旧口大野村役場	大宮町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	0	78	-78	
3	郷村(樋口)断層覆屋	網野町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	0	12	-12	
4	京丹後市立網野郷土資料館	網野町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	20	2,353	-2,333	
5	丹後古代の里資料館	丹後町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	953	8,770	-7,817	
6	弥栄郷土資料館	弥栄町	教育委員会事務局文化財保護課	直接管理	0	18	-18	

見直しの方向性	実施年度	説明
統合	H31	資料保管施設を統合し、集中管理を図る。(学校再配置等により使われなくなった施設を活用する。)
現状維持	-	国登録文化財施設であるため、廃止等はいできない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	国の天然記念物である断層の保全のため、廃止等はいできない。また、管理に係る経費も軽微であることから、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
統合	H31	資料保管施設を統合し、集中管理を図る。(学校再配置等により使われなくなった施設を活用する。)
管理形態の見直し	H26	指定管理者制度による効率的・効果的な運営を図る。
統合	H31	資料保管施設を統合し、集中管理を図る。(学校再配置等により使われなくなった施設を活用する。)

公共施設見直し計画

施設分類	4 文教施設	施設分類別の見直し方針	一部の地域による利用が主となっている施設については、「移譲」を検討します。
施設区分	(4)生涯学習施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
1	京丹後市いさなご工房	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	813	3,558	-2,745	
2	京丹後市マスターズビレッジ (ふれあい工房・スポーツ広場)	大宮町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理 (運営委託)	2,955	14,535	-11,580	
3	京丹後市網野教育会館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理 (運営委託)	0	1,249	-1,249	
4	京丹後市たちばな会館	網野町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理 (運営委託)	274	1,169	-895	
5	京丹後市丹後自然体験学習施設	丹後町	教育委員会事務局社会教育課	指定管理	0	7	-7	(丹後農村景観活用交流施設(鞍内キャンプ場)と併せて指定管理)

見直しの 方向性	実施 年度	説明
管理形態の 見直し	H26	指定管理者制度による効率的・効果的な運営を図る。 (いさなごコート・峰山林業総合センターと同一敷地内にあるため、3施設一体として指定管理者制度導入)
管理形態の 見直し	H27	指定管理者による効率的・効果的な運営を図る。
移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
移譲	H28	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
廃止	H28	学習施設としての利用実態がなく、老朽化が激しいため、指定期間満了後、廃止とする。

公共施設見直し計画

施設分類	5 医療・社会福祉施設	施設分類別の見直し方針	老朽化している施設については、「機能移転」を検討します。
施設区分	(1) 診療所		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
1	京丹後市国民健康保険直営 五十河診療所	大宮町	医療部医療政策課	直接管理	9,656	8,995	661	診療所事業運営費含む。	現状維持	-	地域住民の健康保持・増進にはなくてはならない施設であるため、廃止等はできない。また、さほど老朽もしていないことから、当該施設での事業実施を継続する。
2	京丹後市国民健康保険直営 大宮診療所	大宮町	医療部医療政策課	直接管理	189,461	174,375	15,086	診療所事業運営費含む。	現状維持	-	地域住民の健康保持・増進にはなくてはならない施設であるため、廃止等はできない。また、さほど老朽もしていないことから、当該施設での事業実施を継続する。
3	京丹後市国民健康保険直営 間人診療所	丹後町	医療部医療政策課	直接管理	182,424	201,190	-18,766	診療所事業運営費含む。	現状維持	-	地域住民の健康保持・増進にはなくてはならない施設であるため、廃止等はできない。また、さほど老朽もしていないことから、当該施設での事業実施を継続する。
4	京丹後市国民健康保険直営 野間診療所	弥栄町	医療部医療政策課	直接管理	4,791	4,671	120	診療所事業運営費含む。	現状維持	-	地域住民の健康保持・増進にはなくてはならない施設であるため、廃止等はできない。また、さほど老朽もしていないことから、当該施設での事業実施を継続する。
5	京丹後市国民健康保険直営 佐濃診療所	久美浜町	医療部医療政策課	直接管理	10,062	9,452	610	診療所事業運営費含む。	現状維持	-	建物が老朽化しているが、地域住民の健康保持・増進にはなくてはならない施設であるため、廃止等はできない。また、移転する場合であっても慎重な検討が必要であることから、当面当該施設で運営する。

公共施設見直し計画

施設分類	5 医療・社会福祉施設	施設分類別の見直し方針	施設の利用状況から、市全域から見た利用機会の平等が図られているか検証し、「廃止」、「統合」及び「移譲」を検討します。
施設区分	(2)介護・老人福祉施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市峰山総合福祉センター	峰山町	健康長寿福祉部生活福祉課	直接管理	771	10,501	-9,730		現状維持	-	市民の健康づくり、生涯学習の場、講演会等の会場など、広範囲な目的で活用されている施設であるため、廃止等はできない。1階部分は福祉事務所であるため、直接管理することが適当であり、現状維持とする。
2	京丹後市網野社会参加交流ハウス	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	指定管理	6	1,327	-1,321		現状維持	-	社会福祉で活用することを条件に、寄附採納を受けた施設であるため、廃止等はできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
3	京丹後市網野健康福祉センター	網野町	市民部網野市民局	直接管理	171	5,126	-4,955		用途変更(一部)	H27	網野デイサービスセンターの廃止に伴い、当該場所について用途変更する。
4	京丹後市網野デイサービスセンター	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	直接管理(運営委託)	48,101	49,357	-1,256		用途変更(事業廃止)	H27	町内で民間事業者による介護サービス事業が実施されているため。(建物は網野健康福祉センター内であることから、事業廃止に伴い、当該場所を用途変更する。)
5	京丹後市網野栄養支援センター	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	直接管理	10,104	38,443	-28,339		現状維持	-	特別食を含む配食サービスを提供している事業者が市内にないため、廃止等はできない。配食事業は既に委託により実施しているため、更なる管理形態の見直しによる効果は見込めない。
6	京丹後市網野高齢者コミュニティ広場	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	直接管理	0	11	-11		移譲	H26	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
7	京丹後市網野高齢者すこやかセンター	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	直接管理(運営委託)	3,614	9,213	-5,599		移譲	H26	一部地域の高齢者による利用が主となっており、また、入浴施設は民間にも同様の施設があるため。
8	京丹後市浜詰ふれあいセンター	網野町	健康長寿福祉部長寿福祉課	指定管理	0	2,336	-2,336		移譲	H28	民間事業者によるデイサービス事業が市内で実施されているため、民間事業者による実施に向けて移譲する。
9	京丹後市丹後老人福祉センター松風苑	丹後町	健康長寿福祉部長寿福祉課	指定管理	0	7,669	-7,669		移譲	H28	高齢者大学以外での利用がほとんどないため、民間事業者による施設の有効活用が図られるよう移譲する(高齢者大学は、他の施設でも実施可能)。また、入浴施設は民間にも同様の施設があるため。
10	京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ	弥栄町	健康長寿福祉部長寿福祉課	直接管理(運営委託)	484,718	460,468	24,250		移譲	H31	民間事業者による事業実施に向けて移譲する。ただし、財政融資償還期間を考慮し、最長のH31までに実施することとする。

公共施設見直し計画

施設分類	5 医療・社会福祉施設	施設分類別の見直し方針	施設の利用状況から、市全域から見た利用機会の平等が図られているか検証し、「廃止」、「統合」及び「移譲」を検討します。
施設区分	(2)介護・老人福祉施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
11	京丹後市弥栄生きがい交流センター	弥栄町	健康長寿福祉部長寿福祉課	指定管理	5	1,404	-1,399	
12	京丹後市佐濃デイサービスセンター	久美浜町	健康長寿福祉部長寿福祉課	指定管理	0	14	-14	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
現状維持	-	野間地区の高齢者の生きがい活動、健康づくり活動に資する施設として地区に必要な施設であり、また、地区の特性上、施設を維持しながら当該事業を民間で行うことは厳しいため廃止等とはできない。引き続き、指定管理者制度による管理を継続する。
移譲	H28	民間事業者によるデイサービス事業が市内で実施されているため、民間事業者による実施に向けて移譲する。

公共施設見直し計画

施設分類	5 医療・社会福祉施設	施設分類別の見直し方針	施設の設置目的と利用状況を検証し、「統合」及び「用途変更」を検討します。あわせて、他の施設機能との複合化を視野に入れた「機能移転」を検討します。
施設区分	(3)保健施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
1	京丹後市大宮保健センター	大宮町	健康長寿福祉部健康推進課	直接管理	0	34	-34	
2	京丹後市網野保健センター	網野町	健康長寿福祉部健康推進課	直接管理	0	786	-786	
3	京丹後市丹後保健センター	丹後町	健康長寿福祉部健康推進課	直接管理	0	588	-588	
4	京丹後市弥栄保健福祉センター	弥栄町	健康長寿福祉部健康推進課	直接管理	0	3,780	-3,780	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
現状維持	-	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、市が必要な事業を行う施設であり、直接管理することが適当である。また、受診者等の利便性が高いため、廃止等ではない。
現状維持	-	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、市が必要な事業を行う施設であり、直接管理することが適当である。また、受診者等の利便性が高いため、廃止等ではない。
機能移転	H25	事業の実施頻度が少なく、駐車場も狭いため、保健センターの機能を、利便性が高い丹後庁舎に移転する。移転後の建物は書庫・倉庫として利活用する。
現状維持	-	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、市が必要な事業を行う施設であり、直接管理することが適当である。また、受診者等の利便性が高いため、廃止等ではない。しかし、将来、施設の利用頻度が少なくなる可能性があるため、施設の有効活用を検討する。

公共施設見直し計画

施設分類	5 医療・社会福祉施設	施設分類別の見直し方針	より効率的・効果的な運営を行うため、他の施設への「機能移転」を検討します。また、一部の地域による利用が主となっている施設については、「移譲」を検討します。
施設区分	(4)子育て支援施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
1	旧丹後自動車運転免許練習場(放課後児童クラブ)	峰山町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理 (運営委託)	6,072	15,751	-9,679	放課後児童クラブ事業運営費含む。
2	緑ヶ丘児童園	峰山町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理	0	0	0	
3	御堂児童遊園地	網野町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理	0	0	0	
4	旧京丹後市立豊栄保育所(放課後児童クラブ)	丹後町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理 (運営委託)	3,139	7,121	-3,982	放課後児童クラブ事業運営費含む。
5	旧久美浜町立海部保育園(放課後児童クラブ)	久美浜町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理 (運営委託)	4,268	11,471	-7,203	放課後児童クラブ事業運営費含む。

見直しの 方向性	実施 年度	説明
機能移転	H25	当該用地全てを使用し統合保育所・幼稚園整備を決定。現在使用している放課後児童クラブの建物は、H25年9月頃取り壊す予定。(H25 峰山放課後児童クラブは、新山保育所施設へ移転予定。)
移譲	H27	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
移譲	H27	地元住民による利用が主であり、地区が所有管理するほうが、地区の自主的な裁量や工夫により、地域の活性化のために活用しやすくなると考えられるため。
現状維持	-	当該施設は、利用児童数に対して適正な規模であり、また、園庭等もあることから、保育しやすい環境にもあるため、廃止等はできない。また、事業運営は既に委託により実施しているため、更なる管理形態の見直しによる効果は見込めない。
現状維持	-	当該施設は、利用児童数に対して適正な規模であり、また、園庭等もあることから、保育しやすい環境にもあるため、廃止等はできない。また、事業運営は既に委託により実施しているため、更なる管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	6 交通関連施設	施設分類別の見直し方針	観光情報発信の機能も併せ持った施設もあることから、駅舎機能の在り方も含め、効率的・効果的な運営に向けた「管理形態の見直し」を検討します。
施設区分	(1) 駅舎		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
1	京丹後市峰山駅ギャラリー	峰山町	企画総務部企画政策課	直接管理	2,993	28,206	-25,213		現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
2	峰山駅前駐輪場	峰山町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	502	-502	支出額の一部は、峰山駅ギャラリーに含む。	現状維持	-	駅周辺道路等の駐車秩序を図るために必要な市営駐輪場であり、鉄道利用者も利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
3	峰山駅東口駐輪場	峰山町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	0	0	支出額の一部は、峰山駅ギャラリーに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
4	峰山駅バリアフリートイレ	峰山町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	2	-2	支出額の一部は、峰山駅ギャラリーに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
5	峰山駅東口駐車場	峰山町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	142	-142	支出額の一部は、峰山駅ギャラリーに含む。	現状維持	-	道路駐車防止等のための市営駐車場であり、鉄道利用者も利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
6	京丹後市大宮駅ふれあいホール	大宮町	企画総務部企画政策課	直接管理	1,389	1,547	-158	券売業務委託料は峰山駅に含む。	現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
7	大宮駅前駐輪場	大宮町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	133	-133	支出額の一部は、大宮駅ふれあいホールに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
8	大宮駅バリアフリートイレ	大宮町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	2	-2	支出額の一部は、大宮駅ふれあいホールに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
9	京丹後市網野観光情報センター	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	2,261	2,313	-52	支出額の一部は、峰山駅に含む。	現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
10	網野駅前駐輪場	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	227	-227	支出額の一部は、網野観光情報センター、網野駅前駐輪場に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
11	網野駅バリアフリートイレ	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	2	-2	支出額の一部は、網野観光情報センターに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
12	網野駅前駐車場	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	0	0	支出額の一部は、網野観光情報センター、網野駅前駐輪場に含む。	現状維持	-	道路駐車防止等のための市営駐車場であり、鉄道利用者も利用するため、廃止等はない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	6 交通関連施設	施設分類別の見直し方針	観光情報発信の機能も併せ持った施設もあることから、駅舎機能の在り方も含め、効率的・効果的な運営に向けた「管理形態の見直し」を検討します。
施設区分	(1) 駅舎		

単位：千円

No.	施設名	所在地(町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの方向性	実施年度	説明
					収入額	支出額	収支差額	備考			
13	京丹後市たちばなふれあいセンター	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	1,072	1,411	-339	支出額の一部は、峰山駅に含む。	現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
14	木津温泉駅前駐輪場	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	25	-25	支出額の一部は、たちばなふれあいセンターに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
15	木津温泉駅バリアフリートイレ	網野町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	2	-2	支出額の一部は、たちばなふれあいセンターに含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
16	京丹後市メモリアルゲート久美浜	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	950	1,754	-804	支出額の一部は、峰山駅に含む。	現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
17	久美浜駅前駐輪場	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	40	-40	支出額の一部は、メモリアルゲート久美浜に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
18	久美浜駅前第1駐車場	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	0	0	支出額の一部は、メモリアルゲート久美浜に含む。	現状維持	-	道路駐車防止等のための市営駐車場であり、鉄道利用者も利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
19	久美浜駅前第2駐車場	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	0	0		用途変更	H25	設置目的と利用実態が整合していないため、利用実態に即して、久美浜庁舎駐車場に用途変更する。
20	甲山駅舎	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	183	-183		現状維持	-	鉄道利用者の待合スペースとして利用されているため、廃止等是不可能的。また、簡易な駅施設(無人)であり、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
21	甲山駅前駐輪場	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	39	-39	支出額の一部は、甲山駅舎に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
22	甲山駅便所	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	15	-15	支出額の一部は、甲山駅舎に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
23	京丹後市マリゲート神野	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	475	1,081	-606	支出額の一部は、峰山駅に含む。	現状維持	-	駅機能の在り方を引き続き検討する。
24	丹後神野駅駐輪場	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	20	-20	支出額の一部は、マリゲート神野に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
25	丹後神野駅バリアフリートイレ	久美浜町	企画総務部企画政策課	直接管理	0	2	-2	支出額の一部は、マリゲート神野に含む。	現状維持	-	鉄道利用者が利用するため、廃止等是不可能的。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	6 交通関連施設	施設分類別の見直し方針	利用状況の実態から検証し、「廃止」又は「移譲」を検討します。
施設区分	(2) 駐車場		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)				見直しの 方向性	実施 年度	説明
					収入額	支出額	収支 差額	備考			
1	京丹後峰山小学校前駐車場	峰山町	市民部市民協働課	直接管理	0	13	-13		廃止	H26	周辺施設には既に駐車場が完備されており、周辺施設来訪者駐車場としての利用はほとんどないため(設置目的と利用実態が整合していない)。(学校専用として駐車場を設置することはないため、売却か貸付とする。)
2	駐車場(府丹後文化会館)	峰山町	教育委員会事務局社会教育課	直接管理	0	5	-5		現状維持	-	峰山地域公民館、峰山図書館及び府丹後文化会館来訪者用の駐車場であるため、廃止等はできない。管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
3	駐車場(新山保育所)	峰山町	教育委員会事務局子ども未来課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	H25に新山保育所施設を峰山放課後児童クラブとして活用予定であり、当該駐車場は保護者の送迎用駐車場とする予定であるため、廃止等はできない。また、管理に係る事務も軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。
4	駐車場(五十河1)	大宮町	企画総務部総務課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	H7に農林事業の一環として整備したものであるが、利用実態がない状況にある。当面は市が管理するが、将来的には廃止の方向で検討する。
5	駐車場(五十河2)	大宮町	企画総務部総務課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	H7に農林事業の一環として整備したものであり、一部は浄水場用地として利用しているため市が管理する。
6	土居駐車場	久美浜町	市民部市民協働課	直接管理	0	0	0		現状維持	-	周辺地域への来訪者駐車場として利用されているため、廃止等はできない。また、管理に係る事務は軽微であるため、管理形態の見直しによる効果は見込めない。

公共施設見直し計画

施設分類	7 その他施設	施設分類別の見直し方針	より効率的・効果的な運営ができないか等を検証します。
施設区分	その他施設		

単位：千円

No.	施設名	所在地 (町名)	所管部局	管理形態	収支状況(H23決算額)			
					収入額	支出額	収支 差額	備考
1	京丹後市久僧団地	丹後町	企画総務部企画政策課	直接管理	367	388	-21	
2	京丹後市エコエネルギーセンター	弥栄町	農林水産環境部環境バイオマス推進課	指定管理	0	20,094	-20,094	

見直しの 方向性	実施 年度	説明
現状維持	-	定住促進を図るために必要な施設であるため、廃止等 はできない。また、戸数も3戸と少ないことから、管理に 係る事務は軽微であり、管理形態の見直しによる効果 は見込めない。
現状維持	-	生ゴミ再資源化や環境保全型農業の推進を図るため の中核施設であり、また、環境学習の拠点でもあるため、 廃止等はいできない。引き続き、指定管理者制度に よる管理を継続する。

公共施設見直し計画

■ 施設分類別 集計表

施設分類	施設数	見直しの方向性						
		廃止	統合	移譲	用途変更	機能移転	管理形態の見直し	現状維持
1 レクリエーション・スポーツ施設	25	1	0	0	3	0	13	8
2 産業振興施設	119	9	0	57	0	0	3	50
3 集会施設	107	2	0	93	0	0	1	11
4 文教施設	24	1	3	5	0	2	3	10
5 医療・社会福祉施設	26	0	0	8	2	2	0	14
6 交通関連施設	31	1	0	0	1	0	0	29
7 その他施設	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	334	14	3	163	6	4	20	124